

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年6月18日付け、教政教第218号「緊急事態宣言解除を受けた県立学校における対応について」等に基づき対応いただいているところですが、リバウンド防止強化期間が7月20日で終了し、本県の感染状況が「ステージⅠ」に引き下げられていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準も、県の保健福祉部と相談の上、7月21日から「レベル1」に引き下げることとします。

しかしながら、現在の感染の主流とされる変異株は児童生徒等へも感染力が強い可能性があることや、首都圏などではデルタ株による感染再拡大の兆しも見られ、本県で7月21日から8月31日までデルタ株注意期間が設定されたことも踏まえ、これまで取り組んできた基本的な感染症対策をさらに徹底しながら、これまでと同様の危機意識を持つことが重要であり、引き続き、次のとおり適切に対応願います。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等

(1) 毎朝の健康観察の実施

- ・児童生徒等に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、登校させないこと。
- ・登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握すること。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、教職員が検温及び健康観察等を行うこと。また、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いすること。
- ・登校時に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診した上で、通学、外出等を止めさせること。

(2) マスクの着用

- ・学校教育活動においては、身体的距離が十分とれない時はマスクを着用させること。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。
- ・体育授業等におけるマスクの着用については、令和2年5月22日付け保健体育課

事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」及び令和3年6月2日付け保学第43号「熱中症事故の防止について（通知）」の内容に留意すること。

(3) 教室等の換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにすること。
- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にすること。
- ・休憩時間等（エアコンの使用時を含む。）は、その都度全ての窓を全開にすること。

(4) 手洗いの実施

- ・様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後などに、流水と石けんで丁寧に手洗いをするよう指導すること。また、手洗いに必要な物品等の配備についても、十分注意を払うこと。

(5) 消毒の実施

- ・教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回消毒液又は家庭用洗剤を用いて拭き掃除を行うこと。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

2 授業形態

- ・児童生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置すること。確保が難しい場合には、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施すること。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施を検討すること。
- ・水泳指導については、児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に応じて、実施の判断を行うこと。実施する場合には、密集・密接の場面を避ける等の感染症対策を徹底すること。
- ・児童生徒等の感染に伴う臨時休業等により授業が実施できない場合はオンライン授業に切り替えたり、一部の児童生徒等が登校できない状況になった場合に授業配信等を行ったりすることで、学びの継続に取り組むこと。その際、通信環境等が整っていない児童生徒等に対しては、貸出用端末・貸出用モバイルルータを活用する等、オンライン授業等が行える環境を積極的に整えること。

3 学校行事等

- ・運動会、文化祭などの学校行事等は、児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に応じて、実施の判断を行うこと。
- ・実施する場合には、多くの人数が一堂に会する状況を極力避ける等の感染症対策を徹底すること。
- ・保護者等を招いて行う行事、外部から講師を招いて行う活動、他校との交流等は、インターネットを介しての実施も検討すること。

4 部活動

- ・部活動の実施に当たっては、令和3年7月15日付け保学第53号「県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」の内容に留意すること。

5 給食等

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員に食事の前後の手洗いを徹底させること。弁当による昼食についても同様とすること。
- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの点に注意するよう指導すること。
- ・弁当などを食べる際は、向かい合って食事をしない、身体的距離をできるだけ確保する、食事中的会話は控える、歓談は食事後に必ずマスクを着用して行うなど、感染予防を徹底するよう指導すること。
- ・登下校時にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食することがないように指導すること。

6 寄宿舎

- ・寄宿舎内での感染拡大は起こりうるものと想定し、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておくこと。
- ・学校の教育活動と連動して開舎及び閉舎を行うこと。
- ・一室の人数を通常の設定より少なくしたり、入浴時間や食事時間をずらす等、感染防止対策を改めて徹底すること。
- ・寄宿舎を利用する児童生徒等においては、手洗い、マスクの着用等の基本的な感染症対策等を徹底するよう指導すること。

7 登校に不安のある児童生徒・保護者への対応

- ・児童生徒等の出欠の取扱いは、令和3年3月9日付け教保健第343号「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」のとおり、保護者の申し出を受け、やむを得ず、登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

8 生徒指導上配慮が必要な児童生徒等の把握と対応

(1) 生徒指導上配慮が必要な児童生徒等の情報共有と支援体制の確認

- ・現時点で配慮が必要な児童生徒等の情報共有を組織的に行うこと。
- ・面談やアンケートの実施方法について検討するなど、今後の児童生徒等の状況把握や支援の在り方について、教職員で共通理解を図ること。

(2) 不安や悩みを抱えている児童生徒等の把握と早期対応

- ・担任や養護教諭等による健康観察や授業中の観察、STOPit（ストップイット）によって寄せられる情報などにより、児童生徒等の状況を的確に把握するよう努めること。
- ・必要に応じて、教育相談やスクールカウンセラー等の支援を行うなど、心の健康のケ

アに取り組むこと。

- ・休み始めの3日目までの対応（家庭連絡・家庭訪問）を徹底し、家庭と連携を図りながら組織的に早期対応に当たり、こうした児童生徒等に対しても、状況によっては、ICTも活用した対応を行うこと。

(3) いじめにつながるような言動への適切な対応

- ・不安やストレス、新型コロナウイルスへの不十分な知識・理解や思い込み等によるいじめが起きないように、未然防止に努めるとともに、いじめの予兆となる言動や児童生徒等が発する小さなサインを見逃すことなく、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

【本件問い合わせ先】

教育政策課	電話 (086) 226-7571 (全般的事項に関すること)
高校教育課	電話 (086) 226-7585 (高等学校に関すること)
高校教育課高校魅力化推進室	電話 (086) 226-7578 (寄宿舎の運営に関すること)
高校教育課教育情報化推進室	電話 (086) 226-7826 (ICT 活用に関すること)
義務教育課	電話 (086) 226-7584 (中学校に関すること)
特別支援教育課	電話 (086) 226-7912 (特別支援学校に関すること)
保健体育課	
健康・安全教育班	電話 (086) 226-7591 (健康管理に関すること)
学校体育班	電話 (086) 226-7592 (運動部活動に関すること)
生涯学習課	電話 (086) 226-7596 (文化部活動に関すること)
人権教育・生徒指導課	
人権教育班	電話 (086) 226-7612 (人権教育に関すること)
生徒指導班	電話 (086) 226-7589 (生徒指導に関すること)

岡山県 デルタ株注意期間

～夏はリバウンド防止の天王山！
みんなで守ってしっかりキープ～

2021. 7. 15

岡山県デルタ株注意期間
～夏はリバウンド防止の天王山！
みんなで守ってしっかりキープ～

- ① 期 間 7月21日(水)～8月31日(火)
② 区 域 岡山県全域

●県民の皆様へ

- 夏を乗り切る！3つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」を遵守すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- 屋外でのバーベキューなどを含め、会食は、大人数を避けて、2時間程度とし、マスク快食とすること
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 熱中症に注意しながら、エアコン使用中もこまめに換気をする
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

● 事業者の皆様へ

- 発熱や風邪症状などの症状がみられる従業員の出勤を停止すること
- 業種別ガイドラインの遵守
- 夏を乗り切る！3つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」の遵守と周知
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシートの活用に努めること

2



© 岡山県「ももっち」

夏を乗り切る！
3つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★引き続き **3** 密回避を

★お盆や長期休暇の帰省、旅行など、感染拡大地域との往来は避け、

移動後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

3

思いやりのルール「夏のマスクコード」 —スマートなON・OFFで感染&熱中症予防—



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○話すときは「マスク快話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事の際は「マスク快食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○カラオケするなら「マスクカラオケ」

マイクなどの消毒も忘れずに

ケース③ カラオケ喫茶で1時間ほど1人で昼カラオケをして店主とともに感染

○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース④ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外して熱中症予防を！

4

●県内でのイベントの開催について

- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントは、県へ事前相談すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

人数上限	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
収容率	大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会等
	大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント等

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること

5